



2015年4月28日

各位

会社名 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ  
 代表者名 代表取締役社長 関 勇一  
 (コード番号: 5726 東証第一部)  
 問合せ先 総務部長 脇 治豊  
 (TEL. 06-6413-9911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月28日開催の取締役会において、2015年6月19日開催予定の当社第18期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な体制を構築するため、次のとおり取締役に関する規定の変更を行うものであります。

- (1) 取締役の員数の上限を13名から7名に減員 (変更案第18条)
- (2) 専務取締役及び常務取締役についての規定を削除するなど、役付取締役にに関する規定の見直し (同21条)
- (3) 上記(2)の役付取締役にに関する規定の見直しに伴う総会の招集権者及び議長に関する規定の見直し (同14条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
第14条 (総会の招集権者及び議長) 1. 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に支障があるときは <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役が順次</u> これに当たる。	第14条 (総会の招集権者及び議長) 1. (現行どおり) 2. 取締役社長に支障があるときは、 <u>取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u>
第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>13名以内</u> とする。	第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>7名以内</u> とする。
第21条 (役付取締役及び代表取締役) 1. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名</u> を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議により <u>役付取締役の中から会社を代表する取締役</u> を選定する。 3. (記載省略)	第21条 (役付取締役及び代表取締役) 1. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名 <u>及び取締役副社長若干名</u> を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議により <u>代表取締役若干名</u> を選定する。 3. (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月19日

以上